

子幼保第6217号

令和5年3月20日

一般社団法人
さいたま市私立保育園協会
会長 大野 智子 様

さいたま市長 清水 勇人



令和5年度さいたま市保育予算及び保育行政に関する要望事項（回答）

令和5年1月23日付け提出のありました標記要望事項につきまして、別添
のとおり回答いたします。

【連絡先】

さいたま市子ども未来局
幼児未来部 保育課
電 話 048-829-1866
F A X 048-829-2516

さいたま市子ども未来局
幼児未来部 幼児政策課
電 話 048-829-1861
F A X 048-829-2516

さいたま市子ども未来局
幼児未来部 のびのび安心子育て課
電 話 048-829-1928
F A X 048-829-2516

さいたま市子ども未来局
子ども育成部 子育て支援政策課
電 話 048-829-1909
F A X 048-829-1960

令和5年度のさいたま市保育予算及び保育行政に関する要望書

一般社団法人 さいたま市私立保育園協会

項目

■子どもの権利保障に関する事項

- ・子どもの権利を保障するための豊かな環境作りを進めて下さい。

■待機児解消に関する事項

- ・待機児解消に向けては、全国的な状況も鑑みて、今後の少子化の状況、既存保育所とのバランスを注視し、質の確保に重点を置き、適正な質と量を維持するよう努めて下さい。

■保育士の処遇改善に関する事項

- ・現行制度における、職員雇用対策補助事業並びに職員処遇改善費補助事業の増額を検討して下さい。
- ・公私間の給与等の処遇格差を是正して下さい。
- ・保育士確保に関する具体的・効果的な支援策を実行し、人員配置数の堅持並びに更なる改善、人手不足の改善をして下さい。
- ・安全・安心な保育環境の充実を図るためにも保育業務の省力化を進めるための必要な措置を講じて下さい。
- ・コロナ禍の影響により既存保育所の定員割れが加速しています。今後の少子化も鑑み、保育所の配置に対応するためにも乳児途中入所促進事業の復活や柔軟な運営体制の構築ができるよう検討を求めます。

■借地料に関する事項

- ・借地を利用した保育所の賃借料について、検討を進めて下さい。

■保育の質の向上に関する事項

- ・施設面積や保育士の人数等、さいたま市独自の基準を堅持し、更なる質の向上の検討を進めて下さい。
- ・看護師雇用について助成して下さい。
- ・栄養士1人を常勤雇用し、アレルギー児への対応や、栄養・給食業務を充実させ、安心で安全な給食が子どもたちに提供できるよう、補助金を増額して下さい。
- ・障がい児保育の加配認定について、事前の面談、入所後の加配認定方法等、受入が更に進められるよう柔軟な基準策定を検討して下さい。
- ・学識経験者、専門知識や資格を持った方が協働的に保育を支援する体制づくりができるよう検討してください。
- ・研修事業に関する代替職員を確保する為の措置を講じて下さい。
- ・さいたま市私立保育園協会に関する研修補助費を増額して下さい。

■保育行政に関する事項

- ・新たな制度創設や保育制度の改正などに対しましては、施設へ分かりやすい丁寧な行政説明をして下さい。
- ・様々なニーズの変化に伴い、保育所の量的・質的变化が求められています。幼保連携型認定こども園・保育所が他認定こども園への移行を柔軟に検討できるよう検討を進めて下さい。

■その他

- ・幼児教育の無償化に伴う副食費の徴収事務軽減策について、検討を進めてください。

■子どもの権利保障に関する事項

・子どもの権利を保障するための豊かな環境作りを進めて下さい。

平成 28 年に児童福祉法の改正の中で児童の権利に関する条約について明文化される中、さまざまな施策が進み、子どもの権利に関しての考え方の重要性は高まっています。同時に、近年では市内外において痛ましい虐待に伴う事件・事故も多く市民の目にさらされるようになり、さいたま市としてもこの問題に声を上げる必要性が高まっていると考えられます。子どもの権利に関する条例の制定、市民への周知、専門家の育成、有効な監視機関の設置、子どもの遊び場の確保、虐待や貧困問題への取り組みの強化、そして保護者の育児支援・相談対応など、子ども家庭福祉施策として子どもや保護者の声に耳を傾けながら、権利を守り生存と発達を保障するために必要な措置を講じて下さい。

【回答】

子どもの権利を保障するための豊かな環境づくりについて、本市では、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間とする『第 2 期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン』を策定し、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて生きられるまち」の実現に向けて、乳幼児期から青少年期に至るまで切れ目のない支援・施策を推進しているところです。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施するための子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画により構成され、第 1 期計画の基本理念や計画の視点等を継承しながら、より実情に即した計画とするため、第 1 期計画の分析・評価結果や平成 31 年 3 月に実施した基礎調査結果等から見えた子ども・青少年等を取り巻く現況及び課題を踏まえ、策定しました。また、令和 5 年度には、次期計画策定のため、子どもや保護者の方を対象に調査を行う予定です。

今後も、未来を担う子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その個性が尊重され、健やかに育ち、自立し、夢と希望を持ち、輝けるよう、引き続き、各種事業を推進してまいります。

■待機児解消に関する事項

・待機児解消に向けては、全国的な状況も鑑みて、今後の少子化の状況、既存保育所とのバランスを注視し、質の確保に重点を置き、適正な質と量を維持するよう努めて下さい。

コロナ禍の状況下、定員充足することのできない園がでてきています。一方地域によっては、人口流入が予測され、保育所ニーズが高まる地域がある事も事実です。既存保育所とのバランスを注視し、園庭や園舎の面積基準、保育士資格者の全員配置など、保育の質が確保された状態を維持し、認可保育園を適正に整備することを求めます。既存保育所の定員変更なども柔軟に認め、子どもに対する処遇が改善できることを検討するなど、既存園の保育士不足に対する対応と合わせて、徹底することを求めます。

【回答】

本市では、これまで待機児童解消に向けて、認可保育所等の積極的な整備を進めてきたところで、令和 3 年度には 43 施設、定員 2,417 人分の認可保育所等の整備を進めたことにより、令和 4 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 0 人となりました。

待機児童ゼロの維持のため、今年度も、保育需要の増加が見込まれる地域を中心に、認可保育所及び認定こども園 13 施設、小規模保育事業及び事業所内保育事業 7 施設の新設及び増改築により、合計で 956 人分の定員を増やすための施設整備を進めております。

これらの取組により、保育の受け皿が充足しつつある地域がある一方で、土地区画整理事業等に伴う宅地開発や、駅周辺部におけるマンション開発などにより保育需要の更なる増加が見込まれる地域もあることから、既存施設とのバランスも考慮しながら、引き続き、認可保育所等の適正な整備に努

めてまいります。

また、園庭や園舎の面積基準や職員の配置基準については、保育需要が高いものの保育施設の整備が進みにくい地域があることや保育士の確保が困難な事例が生じていることを考慮し、市の指定する鉄道駅の周辺に限り、駅前型保育所等として施設の基準を緩和する措置を実施するとともに、令和3年4月1日から当分の間に限り、市の定める要件に該当する保育士等の資格を持たない職員を保育士等とみなせる特例を実施しております。

併せて、既存保育所の定員変更については、地域の保育需要を勘案しながら、施設の設備基準や職員配置基準を満たす範囲内で、事業者と協議の上、必要に応じて行ってまいります。

既存園の保育士不足に対する対応としては、職員雇用対策費補助金、職員処遇改善費補助金による市独自の職員給与の上乗せ補助、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業等を引き続き実施するとともに、令和5年度からは、新たに特定地域型保育事業等における保育支援者に係る経費の補助を拡充します。今後も、雇用促進、離職防止に向けた様々な保育士確保施策を展開することにより、引き続き安定的な施設運営を支援してまいります。

■保育士の処遇改善に関する事項

・現行制度における、職員雇用対策補助事業並びに職員処遇改善費補助事業の増額を検討して下さい。

保育士不足が叫ばれる中、他県他市においては、様々な施策をもって保育士処遇の向上に取り組まれています。さいたま市においても職員雇用対策補助事業や職員処遇改善費補助事業の増額にて対応して頂いていますが、十分と言えない状況です。保育士の処遇に対する考え方は近年高まりを見せており、さいたま市に置かれましても益々の保育の質の向上のために、処遇の向上は大きく取り上げていただきたい問題の一つです。両事業について堅持はもちろんのこと、法定福利費、法改正に伴う同一賃金同一労働への対応を考慮し、処遇向上に直接的に結びつく事を検討し、現行制度の更なる拡充を図ることによって、更なる処遇の拡充を図るよう検討してください。

【回答】

保育士の処遇改善については、市独自の職員雇用対策費補助金、職員処遇改善費補助金による職員給与の上乗せ補助を引き続き実施してまいります。

法定福利費等の考慮を含めた保育士の処遇改善の拡充については、引き続き研究してまいります。

・公私間の給与等の処遇格差を是正して下さい。

公立園で働く保育士には「公務員」として自治体の定めた給与表に沿った運営費が入る為、民間の保育士との間に大きな処遇格差が生まれています。元々の格差に加え、人事院勧告に伴う処遇減少も伴い、保育士不足が加速する昨今、公私間では様々な処遇面に大きな開きがある事を学生も心得ており、公立園の職員募集が民間の求人活動を切迫しています。また同一労働同一賃金やイコールフットイングといった議論が話題に挙がる中で、市が積極的に不平等な現状を改善していくことを望みます。そこで公私間の給与格差を是正するため名古屋市の「公私間格差是正制度（民間社会福祉施設運営費補助金）」などを参考に当市の補助制度の抜本的な検討が必要です。

【回答】

公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および法人における定昇財源の確保という観点から、人事院勧告に基づく保育単価の引き上げや保育所運営費の加算を行う施設に対して処遇改善等加算を給付しております。

今後も、公・私間の給与格差については、現行制度を維持しつつ国の動向を注視してまいります。

・保育士確保に関する具体的・効果的な支援策を実行し、人員配置数の堅持並びに更なる改善、人手不足の改善をして下さい。

保育士不足の問題では、給与面での改善提案が挙げられる事が多いですが多くのデータが慢性的な人手不足から来る働き方の問題点を指摘しています。保育現場では業務量の多さから厳しい勤務体制や残業などを強いられるケースが多く、こうした処遇面の過酷さが、出産や育児、介護といった際の離職率を上げ、保育士不足を引き起こすという悪しき循環が続いています。重大事故を受けて、安心安全のためにも、プール監視者の配置や散歩時の見守りなどの業務量が増えていたので、それに対する人手の増員は保育士負担を減少し、保育の質的向上にもつながります。保育体制強化事業や社会福祉協議会による保育補助者雇上貸付金等の制度に加え、保育の補助として直接的に関わることのできる保育補助者雇上強化事業の導入、市の単独補助で1歳児4名の基準の維持並びに実態に即した手当の向上、2歳児5名の基準創設など、人員配置数を増やす事を要望します。また派遣会社や人材紹介に頼らず人材確保ができるよう、宿舍の借り上げ制度の人数の無制限及び対象職員の範囲の拡大、制度の恒久化への働きかけ等、市として保育士確保に関する効果的な支援策を講じて下さい。

【回答】

保育士の負担を軽減し、就業継続を図ることを目的として、保育に係る周辺業務を行う用務員等の配置を支援する保育体制強化事業を実施しており、令和5年度からは、新たに特定地域型保育事業等における保育支援者に係る経費の補助を拡充します。また、令和4年度からは、保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上げに係る経費を補助する保育補助者雇上強化事業を実施しており、保育補助者が保育士を目指すきっかけとなることや、保育の現場で働きながら保育士を目指したいという方を後押ししていきます。

保育士宿舍借り上げ支援事業について、より多くの保育施設に利用していただくため、本市では1施設あたり3戸を上限としております。現状の運用に加え、市外からの保育士の呼び込み時の戸数制限の撤廃や同一人の継続利用年数を延長するなど、より利用しやすい制度改正を行っております。さらに、同事業が恒久的な事業となるよう国に対して要望を実施しております。

また、現在実施している保育士・保育教諭の子どもの保育施設優先利用、保育士修学資金貸付事業等の保育士確保施策及び保育士資格取得に向けた施策を展開し、現行どおりの配置基準を維持してまいります。

以上の取組のほか、今後も、本市独自の保育士確保施策である保育士採用プロモーション活動や保育体感ツアー事業を貴協会と連携して実施していくとともに、保育士確保につながる様々な取組の実施等について検討してまいります。

・安全・安心な保育環境の充実を図るためにも保育業務の省力化を進めるための必要な措置を講じて下さい。

多忙な保育の業務量を減らす為、ICT化に関する補助事業を行って頂いているところではあります。日々の保育に加え、保護者への対応や配慮が必要な子への対応、膨大な書類業務は依然として課題となっております。また、保護者の働き方も多様化が進み、幼児教育を行う共通の施設として私達保育園や幼稚園、こども園が一緒になって保護者への様々な支援を行っていく必要があり、対応が求められるようになりました。保育の質の低下を伴わずに業務が出来るよう、各種書類などの簡略化や保育現場へのサポート体制の構築、保護者の働き方に合わせた具体的な支援の実施など、必要な措置を講じて下さい。

【回答】

職員の負担軽減のため、業務効率化推進事業補助金、保育体制強化事業補助金、安全対策事業補助金、

保育補助者雇上強化事業補助金等の事業を展開しているところです。

また、提出書類の簡略化や効率化、各区支援課に配置する保育コーディネーターを活用した保護者対応へのサポート体制の構築等、業務省力の支援につながる取組に努めてまいります。

・コロナ禍の影響により既存保育所の定員割れが加速しています。今後の少子化も鑑み、保育所の配置に対応するためにも乳児途中入所促進事業の復活や柔軟な運営体制の構築ができるよう検討を求めます。

コロナ禍の影響により、既存保育所の定員割れが加速しています。特に4月当初の3号認定こどもの減少は認可保育所の運営にとって大きな影響を与え、職員処遇の低下を招きます。近隣他市町村においては、乳児途中入所促進事業を柔軟に活用し、既存保育所のコロナ禍における対応を支えるセーフティネットの役割を果たしました。また、練馬区においては空いた保育室を1才児の1年保育として活用し、柔軟な対応をするなどの事例も見られます。さいたま市においても今後のことも鑑み、乳児途中入所促進事業の復活や他市の事例も参考に、1年保育の実施など柔軟な対応ができるよう検討して下さい。

【回答】

定員構成の見直しについては、地域の保育需要を勘案しながら、施設の設定基準や職員配置基準を満たす範囲内で、事業者と協議の上、必要に応じて行ってまいります。

また、既存保育所の定員割れについては、令和4年4月から一部の公立保育所で0歳児等の定員を見直し、受入数を減じることで、民間保育所への入所を促しております。

施設に対する助成等のあり方については、今後の保育需要及び受け皿の状況等を見ながら研究してまいります。

■借地料に関する事項

・借地を利用した保育所の賃借料について、検討を進めて下さい。

市内の土地の賃借料の高騰により、園運営を行う施設の財政を圧迫し、結果として保育士処遇並びに保育の質の低下を招く一因にもなっております。特に昨今建築費高騰や、保育士の採用難も重なる中、近隣他市も施策に乗り出しております。例えば、他の政令市（例えば横浜市や川崎市）では独自に賃借料補助や無償提供を行うことなどを実施する自治体も増えてきております。こういった状況を踏まえ、他市の実態を調査し、それらに倣い市単独の補助の創設・検討を要望します。これらは市内だけの問題ではなく、都市部保育所整備の大きな課題の一つとして取り上げ、賃借料補助について国に向けた要望を提出することを検討して下さい。

【回答】

借地における認可保育所等の整備については、国の保育所等整備交付金の「土地賃借料加算」により工事着工前の土地賃借料が補助対象となっていることから、本市においては、当該制度に基づく補助を行っているところです。

また、賃借料に対する補助の拡充については、21大都市児童福祉主管課長会議などを通じて国に要望しておりますので、引き続き機会をとらえて要望してまいります。

■保育の質の向上に関する事項

・施設面積や保育士の人数等、さいたま市独自の基準を堅持し、更なる質の向上の検討を進めて下さい。

国で運営費や各種補助金の組み換えが行われている最中ですが、質の向上を目指した子ども子育て支援新制度の主旨を鑑み、さいたま市における単独の補助金を削る事や、最低基準の緩和等により、保育環境が劣化する事の無い様に要望します。さいたま市の1歳児における補助基準については堅持してい

ただいておりますが、一方で近隣都市は東京の処遇改善にあわせて更なる施策を打ち始めています。また、基準緩和は子どもの生活空間を狭め、保育士一人当たりの子どもの人数が増えることになり、保育の質の面から見ると職員の余裕がなくなり、事故につながるような不安要素が増大することから、是非とも現状の基準の維持、向上に向けた検討を進めて下さい。

【回答】

本市では、保育需要が年々増加していることから、保育需要が高いものの保育施設の整備が進みにくい鉄道駅を市が指定し、その周辺では、駅前型保育所等として施設の基準を緩和する措置を実施しているところ です。

また、保育士の配置基準につきましては、全国的に保育施設の整備が進む中、保育士の確保が困難な事例も出てきていることから、保育士不足により運営に支障が生じた場合に備え、安定的な施設運営を確保することを目的として、保育士配置の特例を令和3年4月1日から実施しております。

本市では、安心・安全な保育環境の確保には、施設や職員配置などの基準も重要であると考えていることから、上記の措置を例外的に実施しているところであり、原則として、現在の基準を維持してまいりたいと考えております。

・看護師雇用について助成して下さい。

看護師配置について、さいたま市は0歳児9人以上で配置することとしておりますが、保育園の現状と子どもの健康管理問題・保護者対応は多義に渡り、保育士の専門領域を超えた問題に現場の負担が増えています。さいたま市の住環境の充実が進む中、働く場所が遠方であってもさいたま市に住みたいと考える市民ニーズの向上、併せて核家族化が進む中、体調不良を起こした子ども達がすぐに迎えに来ることができなくなる現状などにより、各保育園においても体調不良児に対しての様々な対応が求められるようになりました。加えて、障がい児保育や医療的ケアへの対応・検討を勧めることはもちろん、食物アレルギーのある子ども、内臓疾患など専門的知識を必要とする事例に適切に対応する体制を整えることなど、医療の知識を持った専門家の配置の必要性が増しています。また、医療的ケア児を受け入れる保育園の施設整備も増え、益々看護師のニーズは深まりを増すところ です。これらを踏まえ国の体調不良児対応型の制度を利用する等、医療的ケアを受け入れる園においては看護師の更なる配置を、そうでない園においても看護師の配置が出来る体制作りを進めることを要望します。

正看護師担当職員として、1人雇用できる補助が必要です。

看護師①給与 $1,600円 \times 8h = 12,800円 \times 20日 = 256,000円$

$1日8h \times 12ヶ月 = 3,076,000円$

②賞与 4ヶ月 = 1,024,000円

③法定福利費 ①+② = 4,100,000円 $\times 15\% = 615,000円$ (概算)

① + ② + ③ = 4,715,000円

【回答】

看護師雇用に係る助成については、医療的ケア児保育実施施設に対して国の補助制度活用や市単独事業により補助を行っているところ です。健康観察等を行う看護師の配置については、本市固有の事情ではなく制度として恒久的に加配されるべきことから、引き続き国に対して公定価格における新たな加算制度の創設等の提案・要望を行ってまいります。

なお、体調不良児対応型病児保育については、病児保育事業の1つの事業となるため、病児保育事業実施要綱に基づき、「看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること」、「本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛

生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと」、「本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること」が要件となり、体調不良児対応型病児保育にて看護師が配置される場合には、障害児や医療的ケア児の積極的な受け入れについてご対応いただくものと考えております。

・栄養士1人を常勤雇用し、アレルギー児への対応や、栄養・給食業務を充実させ、安心して安全な給食が子どもたちに提供できるよう、補助金を増額して下さい。

食物アレルギー児だけでなく、障害のある子ども、内臓疾患があり食事制限がある子ども、体調不良児等への配慮が必要であり、栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図るとされています。公定価格では、栄養士を活用して給食を実施する場合に栄養管理加算が設けられておりますが、十分な金額とは言えません。また、ここ数年、年々食材等が高騰し、園の負担も多くなっているのが現状です。子どもたちの健全な育ちに直接影響のある給食の内容を充実させるために、栄養管理担当職員として1人雇用できるだけの補助金の増額を要望します。

(ア) 栄養士 ①給与180,000円×12ヶ月 = 2,160,000円

②賞与180,000円×4ヶ月 = 720,000円

(イ) 食材の高騰、給食内容充実のため、1人1日あたり50円値上げする。

③定員100名として50円×100人×22日 = 110,000円/月

110,000×12ヶ月 = 1,320,000円/年

合計 ①+②+③=4,200,000円

【回答】

栄養士に関する補助については、公定価格において栄養管理加算が措置されており、令和2年度には栄養士を配置した場合の加算金額が増額されたところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

なお、保育士等処遇改善事業補助金については、栄養士も補助対象としております。

また、物価高騰に係る食材料費に対する支援については、幼児教育・保育施設に対する物価高騰対策給食費補助金により助成を行っております。

・障がい児保育の受入が進むよう、事前の面談、入所後の加配認定方法の柔軟化、施設整備の促進など、補助の増額等について検討して下さい。

障がい児保育の制度においては、入所に置いては、1:1加配の認定基準の緩和化、すでに入所している障がい児について1:1を認める制度作りを進めてください。幼稚園の制度には園独自で気になる子がいる場合に、園による判断で加配等による補助があります。また、加配1人あたりの単価は常勤保育士を採用するには十分ではなく、加配対応するにあたっては更なる処遇の向上が必要です。昨今障がいを持った子どもへの様々な環境の配慮はインクルーシブ保育の観点からも重要であり、同じ幼児教育を受ける施設として同一の処遇をたもつことができるよう、これらの格差を是正するためにも対応を要望します。

【回答】

障害児保育における加配適用基準や取扱いについては、育成支援制度の見直しを含めて研究してまいります。また、特別保育事業費補助金における障害児保育対策事業については、引き続き予算の確保に努めてまいります。

・学識経験者、専門知識や資格を持った方が協働的に保育を支援する体制づくりができるよう検討してください。

令和2年6月の「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」では、今後自治体に求められる主な施策として、「各現場・保育団体・保育士養成施設等との緊密な連携によるキャリアアップ研修などの機会の確保」、「地域における保育・幼児教育関係者のネットワーク構築と協議の場づくりの支援」、「現場の実践を支援する人材の育成・配置」が挙げられております。そこで、本市においても保育の質の向上に向けて、特に学識経験者や専門資格(臨床心理士等)、専門知識を持った方が保育に協働的に関わる体制づくりなど、こうした取り組みを促進するための基礎づくりに努めて下さい。

【回答】

現在、さいたま市幼児教育・保育推進員として、学識経験者や臨床心理士、臨床発達心理士等の専門知識をもつ方28名に登録をいただき、保育相談(保育課)やアドバイザー派遣事業(幼児政策課)の相談員あるいはアドバイザーとして園に派遣等を行い、支援ができるようにしています。

また、実技・技能的なものから人材育成に係ることまで、多様な内容の保育施設職員研修(保育課)や保育者資質向上研修(幼児政策課)の開催、本市の幼児教育・保育の資質向上に係るスキルアップWeb講座の配信、学識経験者を講師とする公開保育研修会の開催等に取り組んでいるところです。

今後も、幼児教育・保育の質の向上につながる体制づくりに一層努めてまいります。

・研修事業に関する代替職員を確保する為の措置を講じて下さい。

各施設で質の向上に向けた研修体制の強化を目指していますが、日々多忙な業務量を抱え、更に人手不足の中で、研修体制の確保が進まないのが現状です。また、公定価格の基本分単価に研修の代替職員の配置が含まれておりますが、新たに創設されたキャリアアップによる研修制度も加味して、研修に対する必要性が拡大する中、まだまだ充分とは言えません。そこで、研修事業に関する代替職員を確保する為の補助を要望します。

【回答】

新制度では、保育士1人当たり年間2日の研修機会を確保するための代替職員の配置について、公定価格で措置されておりました。国はさらなる財源を確保したことにより、平成29年度から年間3日へ引き上げられたところです。代替職員の配置の確保については、今後も国の動向を注視してまいります。

・さいたま市私立保育園協会に関する研修補助費を増額して下さい。

急激な私立認可保育園の増加を受けて、さいたま市私立保育園協会の業務量が激増していますが、市からの補助費は以前から据え置かれています。私たちとしても来年度以降の処遇改善Ⅱの研修必須化を踏まえ、保育士等キャリアアップ研修を進めるなど、私立保育園の負担軽減に努めています。また、保育士確保に向けた取組も他団体とも協力し、質の向上を含めて事業の検討を進めています。新設園が増える中、量の増加に伴う質の改善に向けた研修事業の強化、各園へのサポート体制の強化、公益事業の推進など、業務の必要性が増している現状を鑑み対応できるよう協会への補助費の増額を要望します。

【回答】

職員研修費補助金の増額については、他都市の動向等も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

また、貴協会の共催による保育研究大会や保育課が主催するアレルギー研修やグループ別実践研修等、様々な研修会についてもご活用ください。

■保育行政に関する事項

・新たな制度創設や保育制度の改正などに対しましては、施設へ分かりやすい丁寧な行政説明をして下さい。

子ども子育て支援法の施行で事務作業が変わり、質問への回答や記入例の提示等、各種対応をして頂いておりますが、手続きが滞りなく進むよう、より分かりやすく丁寧な説明を求めます。特に今回の幼児教育の無償化については開始後も様々な議論が起こることが予想されています。互いに手を取り合ってよりよい制度改正に向けた話し合いをお願いします。

【回答】

新たな制度創設や保育制度の改正等に対しては、分かりやすく丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう努めてまいります。

・様々なニーズの変化に伴い、保育所の量的・質的变化が求められています。幼保連携型認定こども園・保育所が他認定こども園への移行を柔軟に検討できるよう検討を進めて下さい。

平成26年4月に内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室から「認定こども園への移行について」の事務連絡が出ておりますが、当市では基準を満たしているにも関わらず、こども園への移行を希望する保育園の認可、認定が未だ行われておりません。また、市内においては1号認定こどもの教育的ニーズに対する高まりを受け、市民ニーズも高まりつつあります。児童福祉施設からの認定こども園への移行は、養護と教育を軸とし運営をしてきた認可保育所の精神を踏まえ、幼稚園からの移行とは違う利用者ニーズをとらえることができ、さいたま市内の子育て支援の力を高めることにつながります。

事業者の意向を踏まえて、早急に認可保育所の幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園への移行が柔軟にできる体制づくりを進めて下さい。

【回答】

本市では、近年の就学前児童数の傾向が減少傾向となっている中、保育需要が年々増加していることから、2号・3号認定の子どもの受入枠は不足しておりますが、1号認定の子どもの受入枠は既に充足している状況にあります。

そのため、子ども・子育て支援法に基づいて策定している「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」においては、1号認定の子どもの受入枠を増やさない計画としておりますので、1号認定の子どもの受入枠の増加を伴う認可保育所から認定こども園への移行は、行っていないところで

す。今後についても、需要と供給のバランスを考慮し、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制を整えてまいります。

■その他

・幼児教育の無償化に伴う副食費の徴収事務軽減策について、検討を進めて下さい。

幼児教育の無償化に伴い、副食費の徴収に対しての各園の事務負担が増大しています。具体的な徴収事務に対する軽減策について、対応を検討することを進めて下さい。

【回答】

保育所の運営において、これまでも内閣府令により、実費徴収等が認められていたことから、副食費の徴収事務についても、これまで実施してきた実費徴収等の徴収事務と併せて実施できるものであると考えておりますが、引き続きさまざまな施策により職員の負担軽減を図ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。